

公益社団法人岡山県社会福祉士会 災害対応マニュアル

2021（令和3）年4月1日制定

（目的）

本マニュアルは、公益社団法人岡山県社会福祉士会災害対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という）に基づく支援を具体化し、効果的な支援を発揮するために必要な事項を定めるものである。

（支援方針）

1 ソーシャルワークを発揮する後方支援

災害対応の状況に応じ、ソーシャルワーカーとしての知識や技術を活用した被災世帯への面接や相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡しなどの支援を後方的に行う。また県外においては、他社会福祉士会の災害支援コーディネートに基づく災害支援活動を行う。

2 被災地が主体となる支援

被災地では、行政機能の低下や社会資源の需要と供給のバランスが崩壊していることも想定されることから、以下の点に留意する。

- （1）行政等との連携に基づく要請又はニーズに依拠した支援であること。
- （2）被災地が主体となった活動展開を行うこと。

3 終了を見据えた継続的な支援

被災地の状況に応じて継続的な支援を念頭に置く。一方で、現地の組織や関係機関の機能が回復する終期を見据えた支援を行う。

（災害支援活動）

1 活動場所別の支援活動内容

場所	支援主体	（後方）支援活動内容
避難所内	保健師又は 看護師等	岡山県・被災支援団体
避難所外	介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等	
福祉避難所	相談等に当たる職員	
その他	地域包括支援センター	地域包括支援センターの本来機能の回復支援、地域ネットワークの構築支援を行う。
県外	ブロック幹事社会福祉士会・日本社会福祉士会	他社会福祉士会の災害支援コーディネートに基づく災害支援活動を行う。

2 局面別の支援活動内容

局面	目的	(主な) 支援活動内容
初期対応	被災直後の混乱・安全の欠乏に対する安否確認や安全確保を図り、二次災害を防止する。	災害状況等の情報収集と災害支援策の立案・支援主体へ支援協力の申入れ
応急支援活動	災害のダメージを受けた状態から常態に戻すために、必要なサービスの充実を図る。	避難所等での生活ニーズの把握と支援活動の開始
復旧・復興支援活動	災害により崩壊又は脆弱化した被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り災害前の状態に回復させる。	被災者及び被災地域のニーズ把握・被災自治体等への復興支援策の提言

3 会員の災害支援活動

会員が本会対策本部を通じて災害支援活動を行う場合は、本会から派遣されていることが第三者に認識できるよう、本会の会員証をカードホルダーにより首から吊り下げるなどするか、もしくは腕章、ビブスなど第三者から見て本会から派遣されていることを認識しやすいようにする。また、支援活動を終了した際には、本会対策本部に対して、災害支援活動報告書（別紙1）を提出するものとする。

(災害対策本部について)

項目	対応
本部設置の判断	会長、副会長、理事、災害支援責任者、事務局長が互いに連絡を取り合い、災害対策本部（以下「対策本部」という。）の設置等について判断する。必要と判断された場合、対策本部を立ち上げる。災害支援責任者とは、本会として災害支援を行うことについての責任を担当する者で、災害支援委員会委員長がその職を行う。
本部長	本会会長とする。但し、本会会長がやむを得ない状況により、災害対策本部の指揮を執り行うことが出来ない場合は本会副会長が代行として指揮を執る。なお、会長の代行となる副会長は、理事会で定められた順位とする。
設置場所	対策本部は、事務所として使用する事ができない場合を除き、公益社団法人岡山県社会福祉士会の事務局にその拠点を置く。但し、それによらない場合は、本会会長が判断し、別の場所に置く。
本部の役割等	(1) 被災状況の情報収集 ①岡山県 ②市町村災害対策本部等からの広報 ③報道機関等からの情報収集 ④テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等 ⑤県社会福祉士会会員からの情報 (2) 活動資金の予算措置 (3) 災害支援活動方針及び計画の策定 (計画策定項目) ・支援活動内容(支援の方法、支援の対象者等) ・支援開始時期及び支援期間

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象地域 ・ 支援拠点場所の確定 ・ 日本社会福祉士会、他県社会福祉士会への協力要請の必要性の有無 ・ 保険、事故時対応 ・ その他必要な項目 <p>(4)災害支援活動方針及び計画の周知及び広報 災害支援活動方針及び計画について、本会の会員に周知を図るとともに、報道機関を活用し、本会の活動について岡山県民に対して広報を推進する。</p> <p>(5) 関係機関との調整</p> <p>(6) 岡山県社会福祉士会会員の派遣、県外社会福祉士会会員の派遣協力依頼</p>
事務局	災害対策本部要員として、円滑に災害対策本部が立ち上がるように支援を行なう。事務局長は、情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報を収集し、主務官庁（岡山県保健福祉部、岡山市災害対策本部）や関連団体等（岡山県社会福祉協議会等）との連絡調整を行う。

(災害発生に備えた体制整備)

1 災害支援委員会の運営

災害支援委員会は災害発生に備え、災害時に支援活動が出来る会員の把握と、災害支援活動者研修の開催、災害コーディネーター養成研修へ参加するなどして災害時に支援活動が出来る人材の養成を行う。また、災害支援活動協力員用のマニュアル（準備物、通信の仕方、費用の請求方法、派遣先への行き方、現地での活動の仕方、グループでの行動の仕方、災害支援アセスメントシート、災害支援活動報告書などのツールなど）を作成準備する。

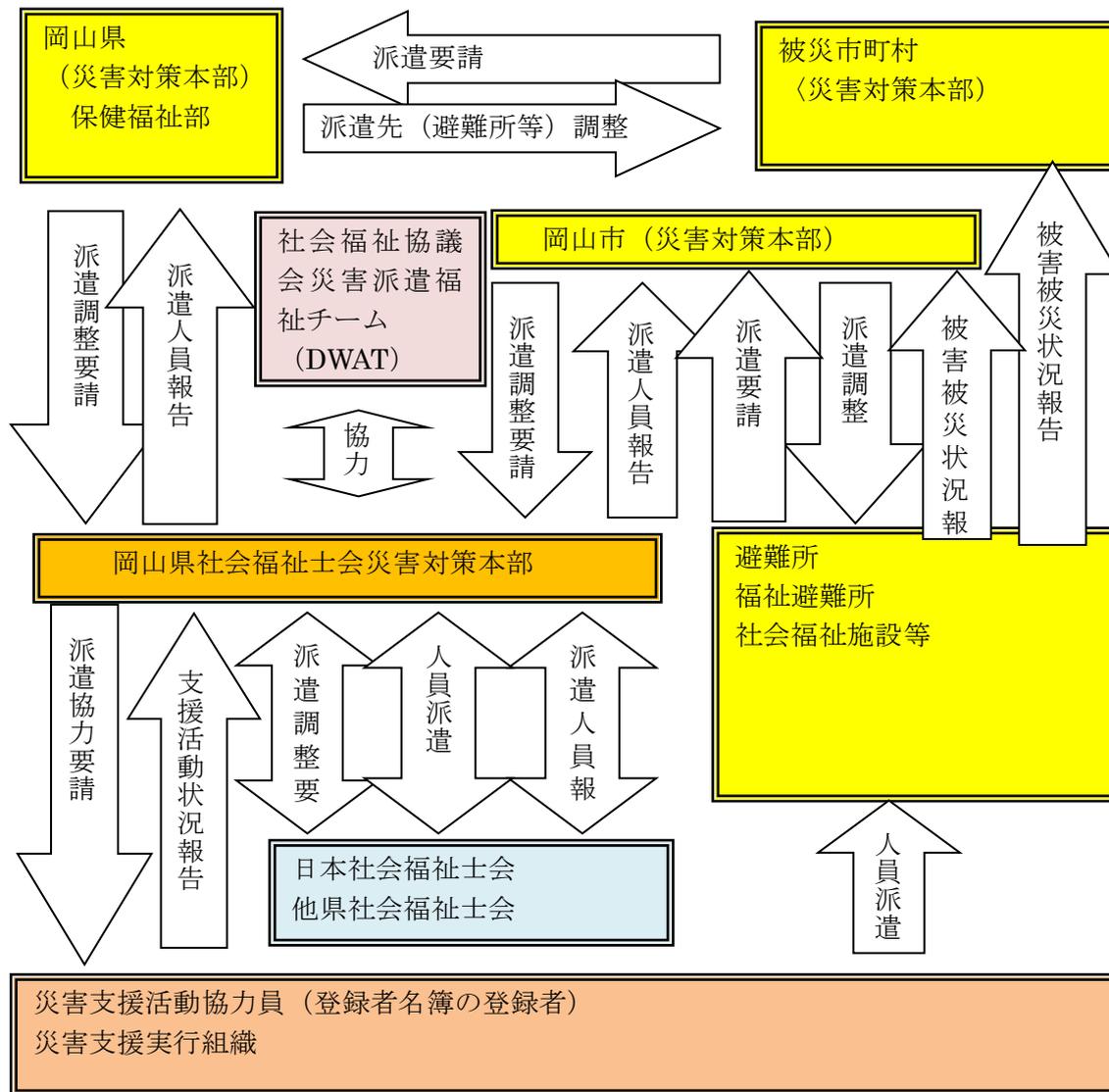
2 災害時に支援活動が出来る会員の把握

災害時に支援活動が出来る会員の把握は、会員からの「災害支援活動協力員登録者名簿」（以下「登録者名簿」という。）の提出をもって行う。この登録名簿は基準日を〇月〇日とし原則2年毎、意向確認を行い更新する。

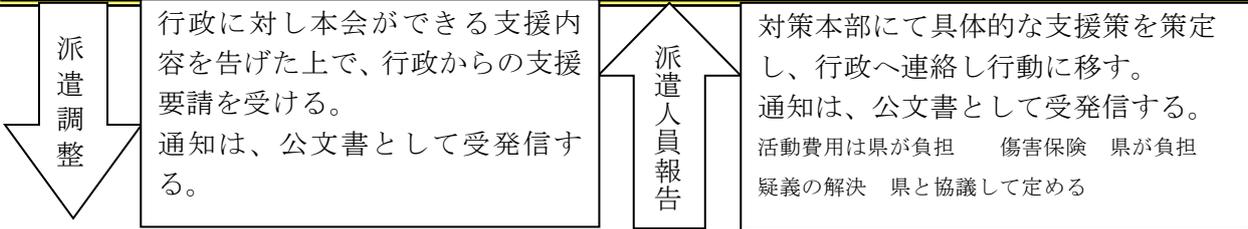
3 災害支援活動財源の確保

災害時の人員派遣、備品購入、見舞金、寄付等に備え、特別会計「災害支援準備金」を設け、200万円を目標に毎年の予算の中から積立を行う。

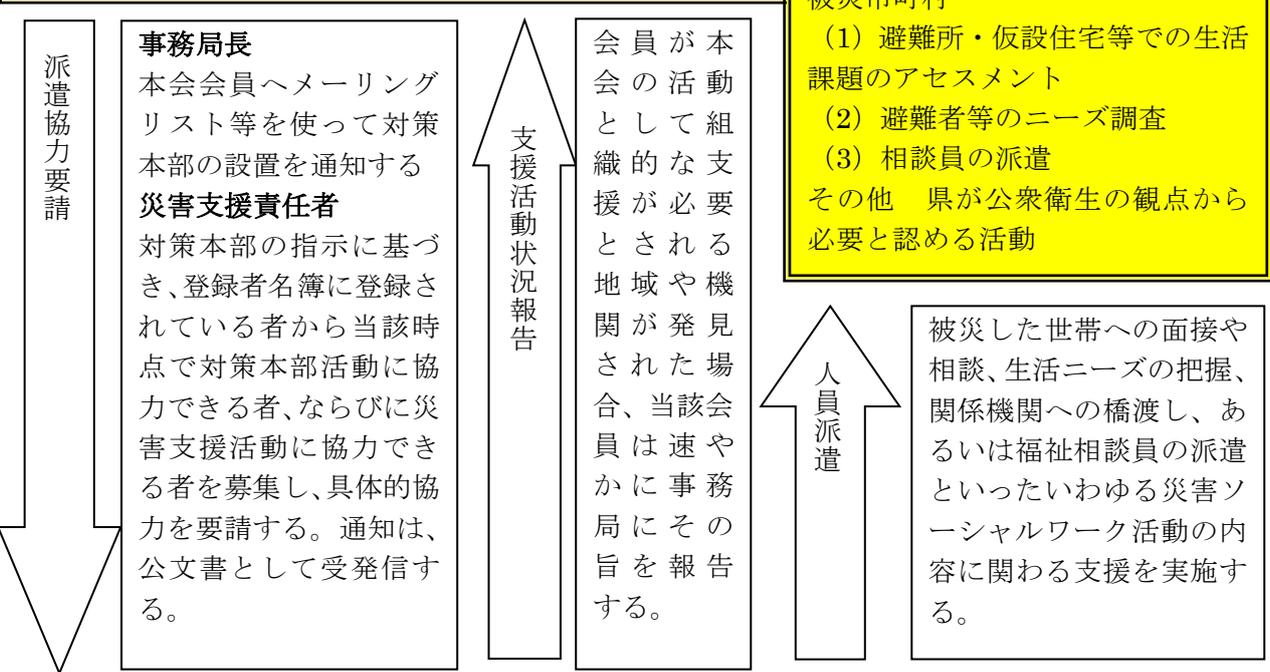
岡山県内で発災の場合の災害派遣の流れ



岡山県（災害対策本部）保健福祉部
 保健福祉課 TEL 086-226-7316 【施策推進班】



岡山県社会福祉士会災害対策本部
 会長、副会長、理事、災害支援責任者、事務局長
 互いに連絡を取り合い、必要と判断された場合、対策本部を立ち上げる。当座の対応についての基本方針と必要な具体的行動案（例えば被災地生活支援活動等）を策定する。
 対策本部は、立案した基本方針と具体的行動案を全理事へ伝達し、必要に応じ行動のための指示。
県又は県が指名するものの指揮命令及び活動の連絡調整に従う。保健衛生班へ位置づけされる。
 岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書（2016.8.19）
 保健衛生班へ位置づけされる



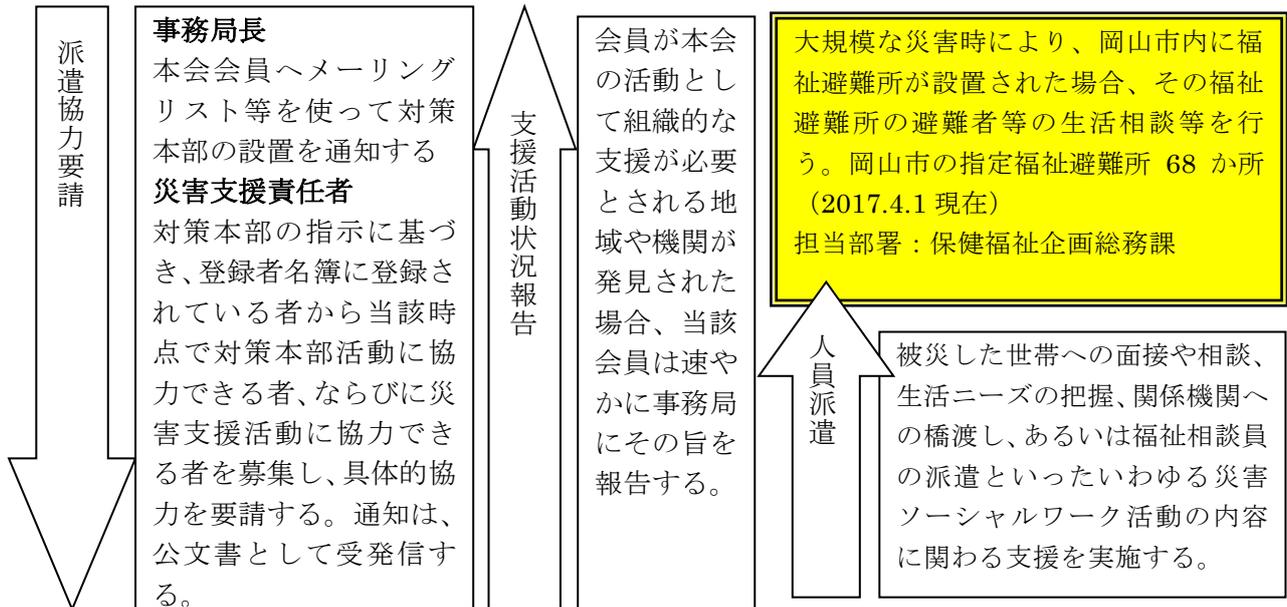
災害支援活動協力員（登録者名簿の登録者）
 登録者名簿は、事務局長ならびに災害支援責任者で管理し、災害時の協力要請以外には名簿の活用はせず、個人情報の取り扱いに細心の配慮を行う。
災害支援実行組織
 災害支援責任者は、災害支援活動に協力できる当該者からなる災害支援期間限りの災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行う。
 事務局は、災害支援責任者を補佐し当該災害支援実行組織の運営事務を行う。

岡山市との連携

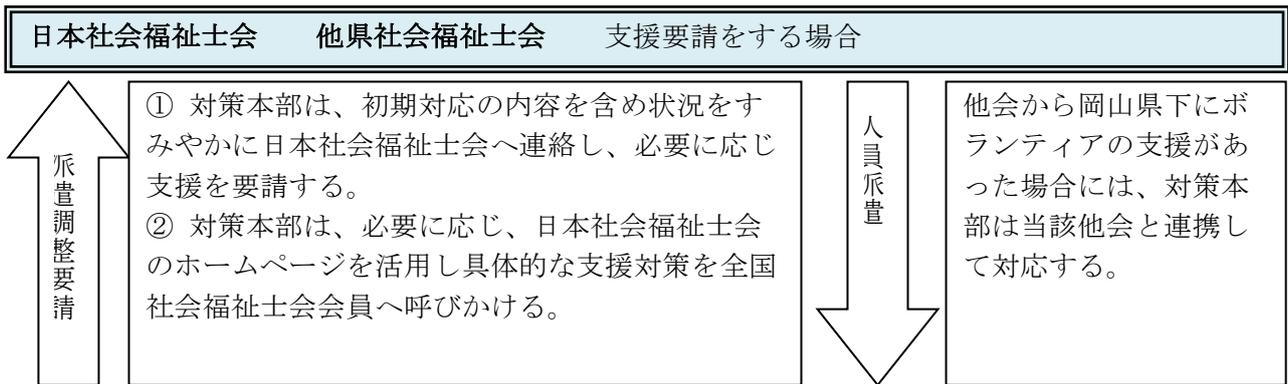
岡山市（災害対策本部）
 岡山市災害対策本部 086-803-1600 災害時のみ開設
 北区本部 086-803-1850 災害時のみ開設 中区本部 086-901-1643 災害時のみ開設
 東区本部 086-944-5100 南区本部 086-902-3500
 岡山市 危機管理室 086-803-1082 保健福祉企画総務課 086-803-1204



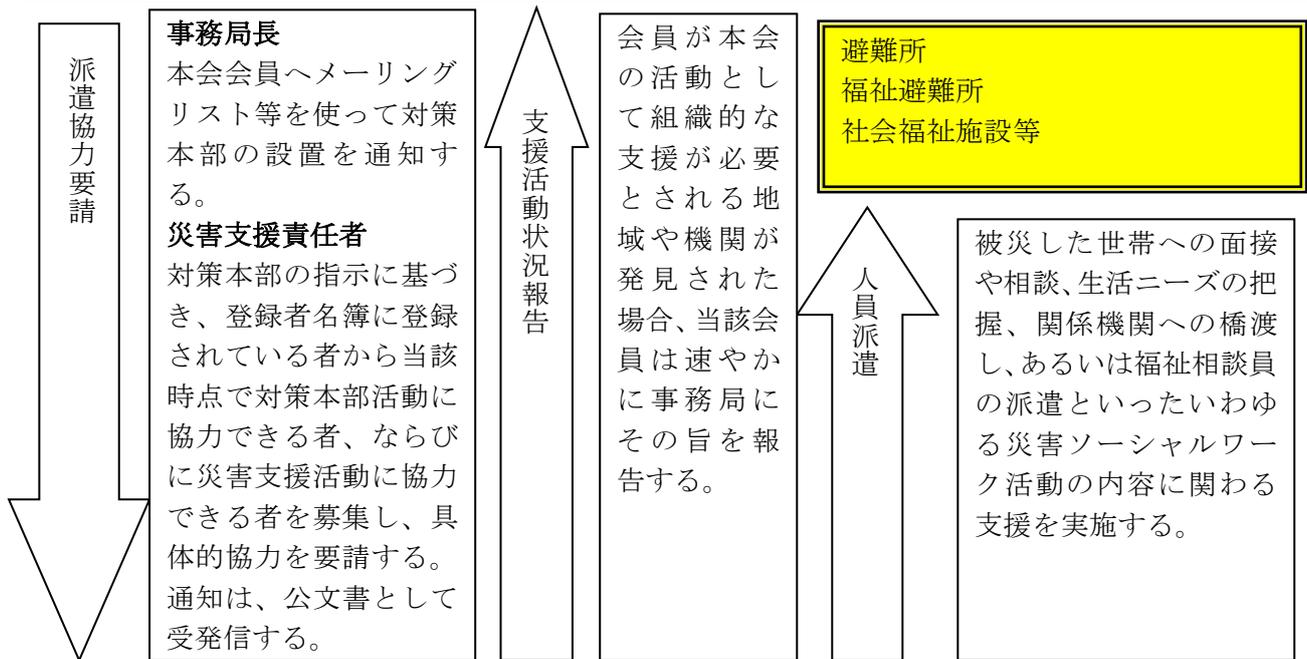
岡山県社会福祉士会災害対策本部
 会長、副会長、理事、災害支援責任者、事務局長
 互いに連絡を取り合い、必要と判断された場合、対策本部を立ち上げる。当座の対応についての基本方針と必要な具体的行動案（例えば被災地生活支援活動等）を策定する。
 対策本部は、立案した基本方針と具体的行動案を全理事へ伝達し、必要に応じ行動のための指示。
 岡山市 大規模災害時の福祉避難所における人的支援に関する協定（H24.3.27）



災害支援活動協力員（登録者名簿の登録者）
 登録者名簿は、事務局長ならびに災害支援責任者で管理し、災害時の協力要請以外には名簿の活用はせず、個人情報取り扱いに細心の配慮を行う。
災害支援実行組織
 災害支援責任者は、災害支援活動に協力できる当該者からなる災害支援期間限りの災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行う。
 事務局は、災害支援責任者を補佐し当該災害支援実行組織の運営事務を行う。



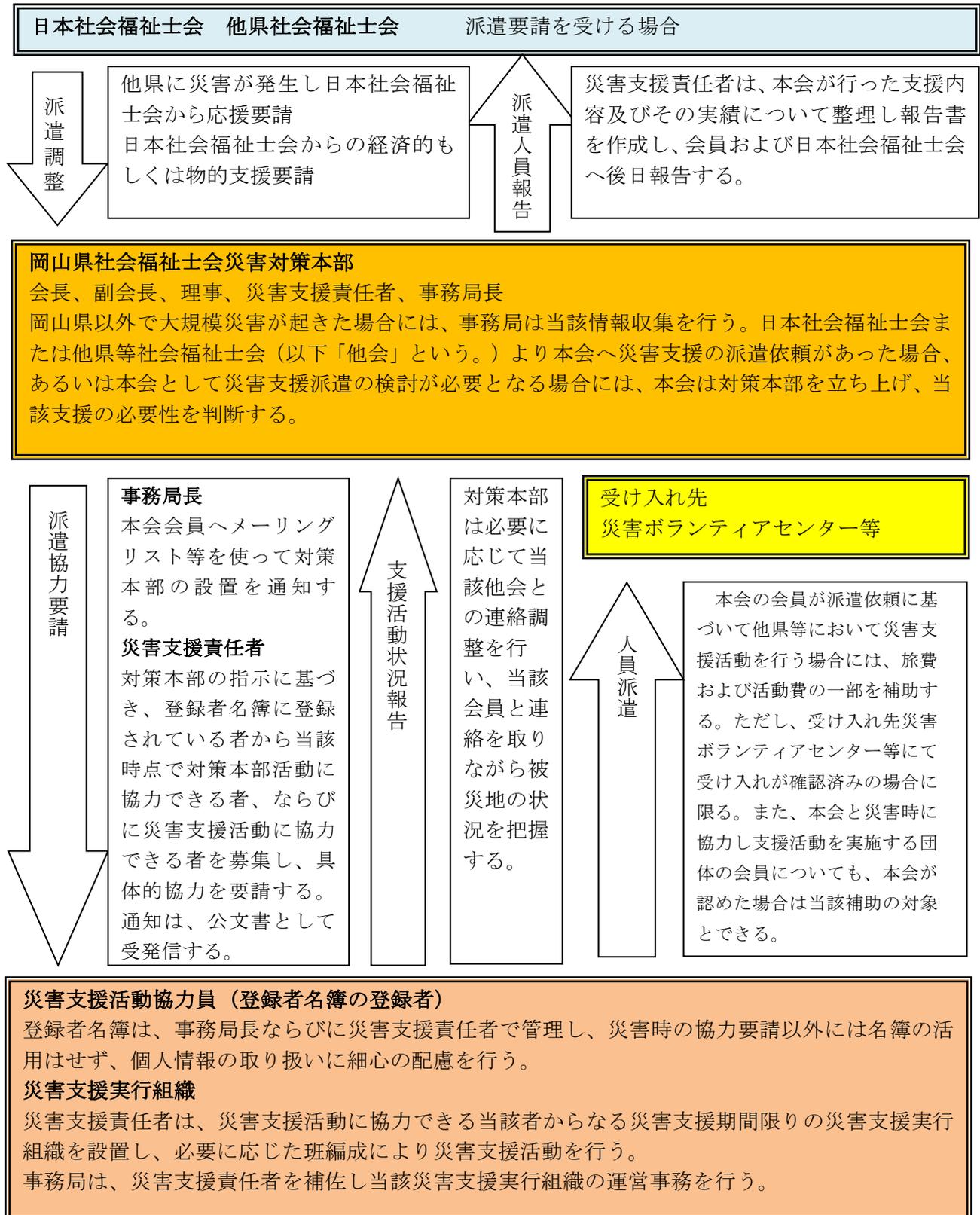
岡山県社会福祉士会災害対策本部
 会長、副会長、理事、災害支援責任者、事務局長
 互いに連絡を取り合い、必要と判断された場合、対策本部を立ち上げる。当座の対応についての基本方針と必要な具体的行動案（例えば被災地生活支援活動等）を策定する。
 対策本部は、立案した基本方針と具体的行動案を全理事へ伝達し、必要に応じ行動のための指示。
他県からの人的支援の必要判断と日本社会福祉士会への支援要請

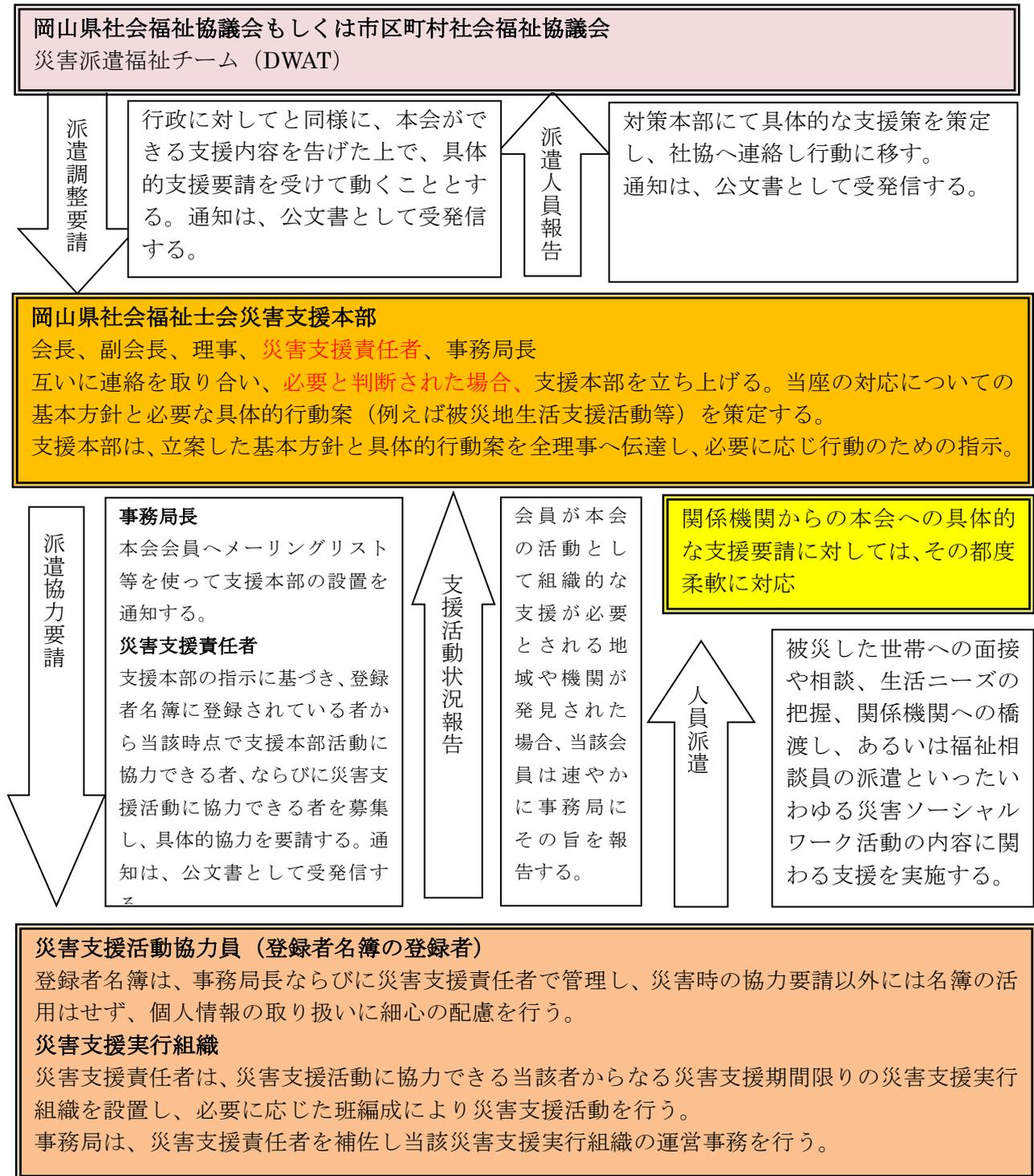


災害支援活動協力員（登録者名簿の登録者）
 登録者名簿は、事務局長ならびに災害支援責任者で管理し、災害時の協力要請以外には名簿の活用はせず、個人情報取り扱いに細心の配慮を行う。

災害支援実行組織
 災害支援責任者は、災害支援活動に協力できる当該者からなる災害支援期間限りの災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行う。
 事務局は、災害支援責任者を補佐し当該災害支援実行組織の運営事務を行う。

他県で発災の場合の災害派遣の流れ





附則

1. このマニュアルは、2021（令和3）年4月1日、施行する。

